

令和5年11月 定例会

津山圏域資源循環施設組合議会令和5年11月定例会 会議録目次

津山圏域資源循環施設組合議会定例会の招集について	1
議案の送付について	3
組合議会運営予定表	4
議事日程	5
会議に付した事件	6
出席・欠席議員	6
出席した説明員	6
出席した事務局職員	6

第1号（11月21日）

開会宣言	7
日程第1 会議録署名議員の指名	7
日程第2 会期の決定	7
日程第3 議案第2号～議案第7号上程	7
日程第4 議案質疑及び一般質問、採決	11
閉会宣言	34
会議録署名議員	35

津資組第 510号

令和5年11月14日

津山圏域資源循環施設組合議会

議長	金	田	稔	久	殿
副議長	岡		立		殿
議員	勝	浦	正	樹	殿
議員	近	藤	吉	一郎	殿
議員	末	永	弘	之	殿
議員	片	田	八重	美	殿
議員	森	本	孝	道	殿
議員	岡		立		殿
議員	則	吉	洋	介	殿

津山圏域資源循環施設組合

管理者 谷 口 圭 三

津山圏域資源循環施設組合議会令和5年11月定例会の招集について

津山圏域資源循環施設組合議会令和5年11月定例会の招集について、津山圏域資源循環施設組合告示第9号の写しを添えてお知らせします。

津山圏域資源循環施設組合告示第 9 号

令和 5 年 11 月 14 日

令和 5 年 11 月 21 日（火曜日）午前 10 時 30 分、津山圏域資源循環施設組合議会令和 5 年 11 月定例会を津山市役所議場に招集する。

津山圏域資源循環施設組合

管理者 谷 口 圭 三

津資組第 538号
令和5年11月14日

津山圏域資源循環施設組合議会

議長	金	田	稔	久	殿
副議長	岡		立		殿
議員	勝	浦	正	樹	殿
議員	近	藤	吉	一郎	殿
議員	末	永	弘	之	殿
議員	片	田	八	重美	殿
議員	森	本	孝	道	殿
議員	岡		立		殿
議員	則	吉	洋	介	殿

津山圏域資源循環施設組合
管理者 谷 口 圭 三

議案の送付について

津山圏域資源循環施設組合議会令和5年11月定例会に提出する下記の議案をお送りします。

記

議案第2号 令和4年度津山圏域資源循環施設組合会計歳入歳出決算

議案第3号 令和5年度津山圏域資源循環施設組合会計補正予算（第1次）

議案第4号 津山圏域資源循環施設組合条例における読点の取扱いに関する特別措置条例

議案第5号 津山圏域資源循環施設組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

議案第6号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

議案第7号 津山圏域資源循環施設組合職員の育児休業等に関する
条例の一部を改正する条例

令和5年11月21日

津山圏域資源循環施設組合議会令和5年11月定例会運営予定表

月 日	曜	会 議	備 考
11月 21日	火	全員協議会（午前10時00分） ・次第1 開会 ・次第2 管理者あいさつ ・次第3 協議事項 （1）議事日程について ・次第4 報告・説明事項 （1）津山圏域資源循環施設組合組織体制について （2）津山圏域クリーンセンター施設運営状況について （3）ペットボトルの搬出先変更及び「ボトル to ボトル 水平リサイクル」事業に関する協定締結について （4）津山圏域資源循環施設組合議会令和5年11月定例会提出議案について （5）今後のスケジュールについて （6）その他 ・次第5 その他 ・次第6 閉会	
		本会議開会（午前10時30分） ・日程第1 会議録署名議員の指名 ・日程第2 会期の決定 ・日程第3 議案上程 - 管理者の提案理由の説明 ・日程第4 議案質疑及び一般質問 採決 ・閉会	

津山圏域資源循環施設組合議会令和５年１１月定例会議事日程

(第１号)

令和５年１１月２１日（火） 午前１０時３０分開議

日程第１ 会議録署名議員の指名

日程第２ 会期の決定

日程第３ 議案第２号 令和４年度津山圏域資源循環施設組合会計歳入歳出決算
議案第３号 令和５年度津山圏域資源循環施設組合会計補正予算
(第１次)
議案第４号 津山圏域資源循環施設組合条例における読点の取扱いに
関する特別措置条例
議案第５号 津山圏域資源循環施設組合職員の定年等に関する条例の
一部を改正する条例
議案第６号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する
法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
議案第７号 津山圏域資源循環施設組合職員の育児休業等に関する
条例の一部を改正する条例

日程第４ 議案質疑及び一般質問
採決

本日の会議に付した事件

日程番号	
第1	会議録署名議員の指名
第2	会期の決定
第3	議案第2号～議案第7号上程
第4	議案質疑及び一般質問、採決

出席・欠席または遅参・早退した議員の番号・氏名

議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退	議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退
1	勝 浦 正 樹	出席		5	片 田 八重美	出席	
2	金 田 稔 久	//		6	森 本 孝 道	//	
3	近 藤 吉一郎	//		7	岡 立	//	
4	末 永 弘 之	//		8	則 吉 洋 介	//	

説明のため出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
管 理 者	谷 口 圭 三	会計管理者	久 松 美也子
副管理者	山 崎 親 男	監査委員	和 田 賢 二
//	水 嶋 淳 治	事務局長	坂 本 達 彦
//	奥 正 親	事務局次長	藤 木 俊 和
//	青 野 高 陽	事務局主査	初 岡 隆 之
//	野 口 薫	事務局主査	庄 司 睦

職務のため出席した事務局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局主幹	福 田 香	会計年度任用職員	甲 田 勉

会議場所 津山市議場

津山圏域資源循環施設組合議会令和5年11月定例会

令和5年11月21日（火）

午前10時50分 開会

●議長（金田稔久氏）

ご着席を願います。

本日、津山圏域資源循環施設組合議会令和5年11月定例会が招集されましたところ、皆様方におかれましては、ご多用のところ、ご参集をいただき、大変お疲れ様でございます。

ただいまの出席議員は、8名全員でございます。定足数に達しておりますので、これより、津山圏域資源循環施設組合議会令和5年11月定例会を開会をいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

●議長（金田稔久氏）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第27条の規定により、4番末永弘之議員、5番片田八重美議員と指名をいたします。

日程第2 会期の決定

●議長（金田稔久氏）

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思ひます、これに、ご異議ございませんか。

～承認（異議なしの声あり）～

●議長（金田稔久氏）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日限りと決定をいたしました。

日程第3 議案第2号～議案第7号 一括上程

●議長（金田稔久氏）

次に、日程第3に入ります。議案第2号、令和4年度津山圏域資源循環施設組合会計歳入歳出決算、議案第3号、令和5年度津山圏域資源循環施設組合会計補正予算（第1次）、議案第4号、津山圏域資源循環施設組合条例における読点の取扱いに関する特別措置条例、議案第5号、津山圏域資源循環施設組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例、議案第6号、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例、議案第7号、津山圏域資源循環施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、これらを一括上程し、議題といたします。

この際、管理者に提案理由の説明をお願いをいたしたいと思ひます。

◇管理者（谷口圭三氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

はい、谷口管理者。

◇管理者（谷口圭三氏）

本日、ここに津山圏域資源循環施設組合議会令和5年11月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご多忙中にもかかわらず、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

最初に、議案第2号「令和4年度津山圏域資源循環施設組合会計歳入歳出決算」につきまして、ご説明申し上げます。本案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、「令和4年度津山圏域資源循環施設組合会計歳入歳出決算」の認定を求めるものでございます。それでは、令和4年度の決算概要につきましてご説明申し上げます。予算総額は、17億5,036万4千円でございます。これに対します決算額は、歳入18億4,686万4,398円、歳出16億5,062万3,114円でございます。歳入歳出差引額1億9,624万1,284円を令和5年度へ繰り越しております。決算に関します関係書類につきましては、監査委員の審査に付し、その結果は会計決算審査意見書のとおりでございます。昨年度、津山圏域クリーンセンターの施設運営は7年度目となり、厳重な環境管理を行いながら、「ごみ処理」を行っております。可燃ごみの一部について、令和3年度から外部搬出処理を行っておりますが、「ごみ減量宣言」ごみ減量化の取組みもございまして、ごみピットの使用状況は改善しております。また、環境学習の拠点施設であります「リサイクルプラザ」の来館者や住民の皆様との憩いと交流の場となっております「多目的広場」の利用者につきまして、コロナ禍以前の状況に戻ってきております。今後もクリーンセンターの安定的な運営に向けて、構成市町と連携しながら、ごみ減量に取り組み、圏域住民の重要な社会基盤として、その役割を果たしてまいりたいと考えております。議員の皆様方におかれましては、引き続きご指導・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、令和4年度決算の概要につきまして、総括的な説明とさせていただきます。

続きまして、議案第3号「令和5年度津山圏域資源循環施設組合会計補正予算（第1次）」についてご説明を申し上げます。本案は、「令和4年度決算に基づく 歳計剰余 繰越金」などの補正を行うもので、歳入歳出予算にそれぞれ1億58万1千円を追加し、総額を17億9,288万9千円とするものでございます。

続きまして、条例議案についてご説明申し上げます。

議案第4号「津山圏域資源循環施設組合条例における読点(とうてん)の取扱いに関する特別措置条例」につきましては、現に公布されている条例において読点として使用されている「、(カンマ)」を「、(てん)」に改めるものでございます。

議案第5号「津山圏域資源循環施設組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、令和4年度整備漏れがあったため、条例の目的中の地方公務員法の条項が改定されており、この度、それに伴う改正を行うものでございます。

議案第6号「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」につきましては、平成26年度整備漏れがあったため、条例の目的中の地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、この度、「組合職員の給与に関する条例」及び「組合職員特殊勤務手当支給条例」の目的中の所要の整備を行うものでございます。

議案第7号「津山圏域資源循環施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」

につきましては、平成 21 年度整備漏れがあったため、条例の目的中の地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、この度、条例中の規定について所要の整備を行うものでございます。

なお、議案第 2 号と議案第 3 号につきましては、後ほど、事務局から詳細を説明させますが、なにとぞよろしくご審議のうえ、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

△事務局長（坂本達彦氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

はい、坂本事務局長。

△事務局長（坂本達彦氏）

それでは、私から議案第 2 号「令和 4 年度 津山圏域資源循環施設組合会計歳入歳出決算」について、ご説明いたします。決算書の事項別明細書で各款の金額及び主な内容をご説明いたします。それでは、「津山圏域資源循環施設組合会計 決算書及び附属書類」の 14 ページ、15 ページをお開きください。

まず歳入についてご説明いたします。右側 15 ページの収入済額の欄が決算額でございます。款 45「分担金及び負担金」でございますが、構成市町の分担金で 13 億 9,825 万 3 千円を収入しております。各市町の内訳は、備考欄のとおりとなっております。次に、款 50「使用料及び手数料」は、1 億 3,566 万 7,192 円で、このうち、ごみ処理手数料につきましては、ごみピットの崩落以降、構成市町の取組みと住民のみなさまのご協力などにより、ごみ減量が進んだことによりまして、直接搬入に係る一般ごみ処理手数料が 1 億 1,825 万 9,130 円、家庭ごみ処理手数料が 1,722 万 5,175 円となっております。次に、款 80「繰越金」は、6,013 万 9,827 円で、令和 3 年度決算による繰越金でございます。次に、款 85「諸収入」は、2 億 5,280 万 4,379 円の収入となっており、右側 15 ページ備考欄の最下段でございますが、発電による売電収入 1 億 6,281 万 8,562 円、次のページにお進みいただき、右側 17 ページの備考欄の最上段、有価物販売収入 6,957 万 4,470 円が主なものでございます。最下段が歳入合計でございます。予算総額は 17 億 5,036 万 4 千円でございますが、決算額は 18 億 4,686 万 4,398 円でございます。

次に、18 ページにお進みください。歳出についてご説明いたします。まず、款 10「議会費」の支出済み額の欄、20 万 4,184 円の支出は、組合議員の費用弁償に係る経費でございます。次に、款 15「総務費」項 10「総務管理費」は、6,429 万 9,155 円で、当組合 組織の運営費でございます。次に項 60「監査委員費」でございます。8 万 6,515 円を支出しておりますが、監査委員への費用弁償などでございます。続いて、20 ページへお進みください。款 25「衛生費」項 20「清掃費」は 8 億 2,609 万 1,878 円で、このうち、目 5「清掃総務費」は、816 万 5,068 円で、プロパー職員の給料、職員手当等でございます。次に、目 10「管理棟管理費」は、3,643 万 3,832 円で、組合事務所の経費及びリサイクルプラザの運営費等でございます。次に、目 12「熱回収・リサイクル施設等管理費」の、決算額は 7 億 5,511 万 5,617 円でございます。21 ページ最下段、節 12「委託料」でございますが、主なものにつきましては、次ページにお進みいただき、右側 23 ページの備考欄をご覧ください。最上段の施設運営・維持管理業務委

託料が 5 億 1,879 万 1,983 円、その下の焼却残渣セメント原料化事業委託料が 1 億 3,341 万 3,490 円でございます。また、下から 2 番目の可燃物処理委託料 4,540 万 7,532 円は、可燃ごみの外部搬出処理にかかる経費でございます。次に、目 15「最終処分場管理費」でございます。支出済額 1,266 万 150 円で、水質監視等の業務委託料等でございます。次に、目 18「多目的広場管理費」は、410 万 100 円でございます。24 ページにお進みください。最上段、目 20「施設建設費」は、961 万 7,111 円で、周辺環境整備事業にかかる負担金でございます。次に、款 65 項 10「公債費」でございます。7 億 5,994 万 1,382 円で、組合債の償還に要した経費でございます。最下段、歳出合計の支出済額は、16 億 5,062 万 3,114 円でございます。

26 ページへお進みいただきまして、実質収支に関する調書でございます。上から 3 番目の「3 歳入歳出差引額」1 億 9,624 万 1 千円から差し引かれる「4 翌年度へ繰り越すべき財源」はございませんので、「5 実質収支額」は、1 億 9,624 万 1 千円となっております。

28 ページ・29 ページをお開きください。財産に関する調書でございます。まず、公有財産の「(1) 土地及び建物」の土地につきまして、津山市への無償譲与分 267.82 m²が減少となっております。建物および「2 物品」についての増減はございません。

以上が、議案第 2 号の補足説明でございます。

続きまして、議案第 3 号「令和 5 年度津山圏域資源循環施設組合会計補正予算（第 1 次）」について、ご説明いたします。補正予算書の 3 ページをお開きください。第 1 表でございます。歳入・歳出予算の総額にそれぞれ 1 億 58 万 1 千円を追加し、総額を 17 億 9,288 万 9 千円とするものでございます。

歳入予算につきましてご説明いたしますので、10 ページ、11 ページをお開きください。まず、款 50「使用料及び手数料」項 20「手数料」目 20「衛生手数料」は、津山圏域污泥再生処理センターが当クリーンセンターへ搬入している「し渣」のうちの一部、735 トンを削減していただくことに伴いまして、一般ごみ処理手数料を 566 万円の減額補正するものでございます。次に、款 80 項 10 目 10「繰越金」は、前年度繰越 1 億 9,624 万 1 千円のうち、令和 5 年度当初予算計上済みの 9,000 万円との差額 1 億 624 万 1 千円を増額補正するものでございます。

次に、歳出予算をご説明いたしますので、補正予算書の 12 ページ、13 ページをお開きください。まず、款 25「衛生費」項 20「清掃費」目 12「熱回収・リサイクル施設等管理費」は、歳入のご説明でも申し上げましたが、搬入される「し渣」の一部を削減していただくことに伴いまして、処理にかかる経費の施設運営・維持管理業務委託料を 26 万 3 千円減額補正するものでございます。次に、款 65「公債費」項 10「公債費」目 15「利子」の 7 万 2 千円は、縁故債の利率が上昇したことに伴う増額補正でございます。款 80 項 10 目 10「予備費」は、今回補正を行います繰越金の増額分 1 億 624 万 1 千円から、歳入・歳出の補正の所要額 546 万 9 千円を差し引いた、1 億 77 万 2 千円の増額補正を行うものでございます。

以上が、議案第 3 号の補足説明でございます。

何卒よろしくお願いいたします。

●議長（金田稔久氏）

提案理由の説明は終わりました。

日程第4 議案質疑 及び 一般質問、採決

●議長（金田稔久氏）

これより、日程第4に入り、「議案質疑 及び 一般質問」を行います。

申し合わせによりまして、個人質問となっておりますので、順次質問を許可いたします。

なお、当初の質問は登壇して行い、再質問は質問席において、関連質問は自席においてお願いいたします。持ち時間は30分以内などの申し合わせを順次お守りいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。答弁につきましては、私から指示をいたしますが、質問の趣旨を十分把握され、質問の趣旨の復唱、引用や同じ答弁の繰り返しは避け、簡明的確に答弁されますよう、この際お願いを申し上げておきます。

それでは、順次質問を許可いたします。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員、登壇。

△議員（末永弘之氏）

お許しをいただきましたので、まず、クリーンセンター稼働は、平成28年ということです。私が、議員を退職したことがありまして、27年でしたから、1年後ということになります。お聞きしますと、当初、可燃ごみは約35,700トンであり、自己処理が可能であった。しかし3年後、令和元年には約1割ごみ量が増加し、39,700トンへと増加、さらにコロナ禍もあり、住民の方の生活様式にも変化が生じて、令和3年度には、自力での処理ができなくなり、令和3年7月から9月に2,092トン、令和4年1月から3月に998トン、令和4年4月から11月に1,014トン、令和5年4月から10月13日時点で880トンを他の施設に持ち出しを余儀なくされているわけです。

この経過の上に立って、まず管理者にお聞きしますが、最大焼却能力128トン/日の炉を作ったときは、この時点での処理可能数値が、ひょっと計算違いかもしれない、あるいは、最近よく言われる言葉で、想定外のごみ搬出量の増大、想定をこえた住民の暮らしの変化があったのかもしれませんが、谷口管理者になって、3年目に自力での処理ができなくなったわけで、この間でのごみ減量化への努力について、無策ではなかったと思いますが、ごみ減量化へ向けて、もっとやるべきことはなかったのでしょうか、お聞きします。

合わせて、関係する各町の副管理者の皆さん、新クリーンセンターのごみ処理が自力では処理できなくなるという事態を知ったときに、自分の町のごみ減量化対策をどのようにされましたかお聞きします。そして、首長としての、あるいは各自治体の担当職員の意見も含めて、新クリーンセンターへ移行して、それまでのゴミ収集の在り方について、ゴミ分別収集などが、住民からみて難しくなったと思われたんでしょうか、あるいは、楽になったと思われたんでしょうか、特に変化はないという意見もあるかもしれません。いずれであるのか、お答えいただきたいと思います。

次に、新クリーンセンター建設にかかわっての問題。各自治体の負担金についてですが、ごみ処理場建設地決定までには、様々な経過があって、平成21年だったでしょうか、領家地域が建

設予定地として決定されました。そして、領家に決定されてからも、大量の産業廃棄物が埋められていることが発覚し、異物であるとみょうちくりんな言葉を作り出し、住民訴訟を含めて、数多くの課題が起こされてきました。結果として、津山圏域クリーンセンター建設総事業費は、用地取得費を含めて145億円、その財源内訳は、国からの交付金が40億2千万円、組合の借入金である一般廃棄物処理事業債91億1千万円、一般財源が13億7千万円です。各市町の負担金総額は、一般廃棄物処理事業債と一般財源の合計104億8千万円が、いわゆる建設費に関係する関係市町の負担金となって、年々各自治体が、これから令和20年まで払っていくわけです。建設予定地の公募方式での、当時の市長、桑山博之さんでしたけれども、この公募方式のインチキぶり、建設予定地については仮契約を結んで、市長選挙が終わるまで購入するべきではないと言われながら、市長選挙一週間前直前に、4億2千万円で購入した事件。こうした予定地と、土地の購入方法は、異例すくめの方法でした。

平成22年1月6日に不当支出差止め請求訴訟が起こされ、絶対勝つと言われた市長選挙には負けました。そして、宮地市長の時代となって、裁判所の鑑定結果が出て7千7百万円が妥当とされたわけです。裁判そのものは、違法とまではならないという判決ではありました。その差額を当事者支払いとして解決すべきである、と住民からは要望が出されていましたが、行政と議会は、多数で、桑山さんの行為を是としてしまいました。まさに物議を呼んだものです。そして、埋められていた異物と称する産業廃棄物を掘り出して、産業廃棄物場へ搬入、環境アセスのやり直し、有害物質の存在が明らかとなり、土地の安心・安全確保への中和措置、その結果として、約4億円が建設費へ上乗せされました。人口割などで、毎年、関係する自治体が負担金として支払っているわけです。このような、様々な私でいう負の遺産ともいえる課題へ、管理者と当時のことをよく知っておられる領家地域に直接隣接した「里山を守る会」等の住民と直接関係してきた鏡野町の町長さん、お二人にこれらの経過について、どう思われるかおたずねして、登壇での質問を終わります。

◇管理者（谷口圭三氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

谷口管理者、登壇。

◇管理者（谷口圭三氏）

末永議員のご質問にお答えをいたします。

新クリーンセンターでありながら、可燃物が自力処理できなくなった原因と対策についてです。新クリーンセンター稼働後、それぞれの市町が一般廃棄物処理基本計画に掲げた目標達成に向け、各種取組を推進してきたところでありますけれども、実際には計画どおりに進まなかったのが現状であります。また、近年のライフスタイルの変化やコロナ禍における巣ごもり需要、片付けごみの増加などもごみ量増加の要因と考えております。

次に、領家への建設地としての決定の経過と土地代金などの扱いについてです。前地権者への不当利得返還等を請求した平成21年の金員支出差止等請求事件の判決は確定し公募申請書の誤り、土地の土壤汚染とその減価、最終処分場の設置等についても原告の主張は棄却されております。そのため、市町分担金は、津山圏域資源循環施設組合規約に基づき各市町に分担をいただい

ているところでございます。以上でございます。

△副管理者（山崎親男氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

山崎副管理者。

△副管理者（山崎親男氏）

まず、末永議員におかれましては、建設当時、反対者の方々の身になりまして、クリーンセンター建設に対する着地点を見つけ出すことにご協力を賜りますことに、感謝を申し上げるところであります。

我が町鏡野町におきましても、年々ごみの量は増加しているところであります。ごみの減量につきましては、令和5年度の最重点施策にかかげて取組を行っているところであります。これまで、マイバックの配布、あるいは資源回収登録団体に対する古紙など、また缶類等の回収に対する奨励金単価を上げるなどのごみ減量化に対策を講じてまいりましたが、成果はまだあがっていないというところであります。分別収集につきましては、プラスチック容器包装につきまして、一部汚れが付いたものを回収しなかったことによりまして、住民の方より苦情がございました。そして、リサイクルごみの回収が減った時期がございました。

次に、建設における負担金が継続していることにつきましては、管理者が答弁したとおりであります。

△副管理者（青野高陽氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

青野副管理者。

△副管理者（青野高陽氏）

ゴミ対策のあり方につきまして、令和3年7月にクリーンセンターのごみピット内で可燃ごみが崩落したあと、ホームページや町内ケーブルテレビ、町内放送などで町民の皆様に「ごみ減量化」のお願いをいたしました。また、自治会長や町内事業者に対しまして、同じく減量化への取り組みを依頼するなど、広く周知を徹底しました。ごみ収集のあり方について、津山圏域クリーンセンターが出来る前は、中央地域は西部衛生施設組合、旭地域は真庭市のコスモスクリーンセンター、柵原地域はエコシステム山陽株式会社でそれぞれ処理を行っておりました。クリーンセンターの共用開始に合わせ、ごみの分別収集方法を町内で統一したことで、多少の混乱はあったと思います。しかし、ごみを分別し、可燃ごみが減り脱炭素に繋がり、限られた資源を有効活用することで、持続可能な社会を実現することができSDGsの考え方にも繋がります。町民の皆さんも理解してくださっていることと存じます。以上でございます。

△副管理者（奥正親氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

奥副管理者。

△副管理者（奥正親氏）

奈義町におきましては、昨年1月に「ごみ減量宣言」を行いまして、町全体で一丸となって、ゴミの減量化に取り組んでいるところでございます。具体的には、ごみの分別方法につきまして、ゴミのガイドブック等も現状に合わせ作り直しまして、全戸配布するなどしまして、町民への周知を徹底しているところでございます。また分別ができていないゴミにつきましては、収集せずに、再度分別をお願いするなどの、そういう貼り紙をして、お願いをしているところでございます。また、資源ごみを増やす様、取組みを行いまして、月2回の資源ごみ回収を行っております。19地区の内、12地区につきましては、収集員が直接分別方法等の指導も行ったところでございます。併せまして、3R、リデュース・リユース・リサイクルの意識を醸成するということで取り組んでおります。減量は、この9月まで、前年同月比で、約22トン、約2.3%の減となったところでございます。またゴミ収集の在り方についてでございますが、奈義町では、以前からゴミの分別方法につきまして、各地区でのチェック体制も整っておりまして、クリーンセンターへの移行については、特段の支障はなかったというふうに認識をいたしております。以上です。

△副管理者（水嶋淳治氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

水嶋副管理者。

△副管理者（水嶋淳治氏）

はい、お答えをさせていただきます。勝央町の水嶋でございます。

ごみの減量化のために、まずは町民の皆様方にはごみの分別をしっかりといただき、そうした中、資源ごみとして収集できるものを増やしていくことが大切であると、無線放送、あるいはメール配信、そういったものを毎週土曜日ごとに、ごみの分別と減量のお願いを実施いたしておりますところでございます。ごみの分別方法につきましては、分別項目、8項目に分けて、ごみカレンダーの配布、これは年1回行っておりますが、各世帯に行っているほか、令和4年度からごみ分別アプリ「さんあ〜る」、そういったものの導入を行いまして、ごみの分別と減量化に努めておるところでございます。また分別収集について、分別の項目及び収集の方法に対する変更をしていないため、特に変化はございませんという住民の意識でございます。以上です。

△副管理者（野口薫氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

野口副管理者。

△副管理者（野口薫氏）

令和3年7月のクリーンセンター可燃ごみ貯留施設の使用率が基準を上回る状況となって以来、施設の安定稼働のため、津山市では、資源循環施設組合が目標とする可燃ごみ減量の達成に向け、広報活動の強化、分別の徹底や3Rの推進に取り組んできたところでございます。具体的には、広報誌やホームページ、防災無線など、既存の広報媒体を利用するほか、新たに啓発チラシやテレビ津山での啓発番組を制作、放送し、より具体的に事例を示して住民の皆様理解いただけるよう、動画や音声、写真を使ってごみの分別と出し方を周知する。また、職員が事業所や町内会等に出向いて分別の説明や減量をお願いしたり、ごみステーションでのごみの出し方の指導

をするなど、直接啓発を行ってまいりました。新クリーンセンター移行後の住民の皆様のゴミ分別につきましては、例えば靴などの皮革製品が不燃ゴミから可燃ゴミになるなど、分別区分の変更となったものがいくつかあり、当初は迷われた住民の方もおられたと思いますが、ゴミの出し方などを周知していくことで、そういった部分も徐々に定着をしております。以上です。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

それぞれ答弁をいただきました。可燃ゴミの持ち出しを余儀なくされていることへの関係する自治体職員のみなさん、住民のみなさんの努力などお聞きしました。減量化などへ努力、苦労はされている様子がわかりましたが、令和4年4月から11月にかけて7か月間になりますが、1,014トンを持ち出し、令和5年4月から10月13日までに880トン持ち出す。ざっくりと6か月間です。令和4年度分が月平均144.8トン、令和5年度が146.6トンと、なかなか努力の跡が率直に言って数値としては表れていないような感じで、実りが少ないんじゃないかと、失礼ですが思われてなりません。かつて私が在籍していた平成22年の津山市議会、そして、平成20年頃からの準備組合、その後の資源循環施設組合議会で、新クリーンセンターになれば、「なんでも燃やせる」という潮流になることに不安の論議をした記憶があります。とりわけ、プラスチック製品、皮製品、ゴム製品を分別から外して、燃えるものへと変えた、さっきの副管理者の答弁の中にも一部ありました。これに私は一つの疑問符を投げかけた記憶もあります。その点での燃えるゴミの扱いでの変化、どう見られるでしょうか、管理者におたずね、局長でもかまいませんが、お答えいただきたいと思います。

△事務局長（坂本達彦氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

はい、坂本事務局長。

△事務局長（坂本達彦氏）

はい、お答えいたします。クリーンセンター稼働以前は、津山市環境事業所・津山圏域東部・西部・北部衛生施設組合でそれぞれ異なった処理をしておりました。プラスチック容器包装は、西部・北部衛生施設組合では「可燃ゴミ」として処理し、他の施設はリサイクルしておりました。また、皮革・ゴム製品は、津山市環境事業所では「不燃ゴミ」として収集し、手選別により不燃部分を除きその後、焼却処理を行い、他の施設では「可燃ゴミ」として処理しておりました。クリーンセンター稼働後は、プラスチック容器包装は、「資源ゴミ」としてリサイクルし、皮革・ゴム製品は、「可燃ゴミ」として処理を行っており、より資源化が進んでおります。以上です。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

資源化が進んだという結びのことはもありましたけれど、私は、なんでも燃やせるという流れが生じた、これは指摘をしておきたいと思います。そこで、管理者にお聞きしますが、このゴミ持ち出しに関する費用、令和3年度が1億4667万円、各自治体割で、津山市が1億916万円、鏡野町が1,259万円、勝央町が820万円、奈義町が492万円、美咲町が1,180万円となっています。令和4年度が合計で、4,599万円です。かなりの各自治体の持ち出しです。必要だから、結果だから、それでももう終わりですということで、各自治体が、財政難といわれておる今日、また異常な物価高で住民の暮らしを守る施策の実現がなかなか難しい時代であります。いわば、本来このお金は不必要な負担金というべき性格と思いますが、管理者どう思われますか。

◇管理者（谷口圭三氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

谷口管理者。

◇管理者（谷口圭三氏）

圏域内から発生をいたします一般廃棄物を処理することは、自治体の責務でありまして、クリーンセンターを安全に稼働するためには、焼却能力、又は保管容量を超過したごみを持ち出すことによりまして、排ガス等の公害値を基準値内で継続運転することが可能となるということでございまして、そのための負担は、必要であったというふうに考えております。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

結果的に必要だというのはやむ負えんかもしれませんが、失礼ですけれども、質問の答弁にきっちりなってない、必要だから持出した、どこが悪いなら、という答弁にも聞こえるわけです。それだったらそれで、もう何もかも終わりです。どんな原因であれ、自力で処理できなくなったということは、本来あるべきことではない、その点で不必要な各自治体の支出と、とらえることはしない、出来ないんですか。

△事務局長（坂本達彦氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

はい、坂本事務局長。

△事務局長（坂本達彦氏）

施設に緊急停止となるような故障はなく、機器の処理能力は十分に生かせておりますが、可燃ごみの量が多いことから、焼却能力を超過した可燃ごみを持ち出したもので、施設維持の観点から必要な負担と考えます。以上です。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

言葉の綾の喧嘩するんじゃないんですけど、結果論として必要だということはわかって言っているんです。おかしい思考しとるもんだと指摘しておきます。新しい施設で、できたばかりの施設で、自力で処理できなくなることが普通なんですか。当たり前なんですか。排気ガスなどを考えれば、それでもう良いことなんですか。違うと私は思うんですよ。どう思いますか。

△事務局長（坂本達彦氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

はい、坂本事務局長。

△事務局長（坂本達彦氏）

処理能力の日量 128 トンを超える可燃ごみが搬入され、可燃ごみ貯留ピットの能力を超えたため、施設の運転を継続するうえで外部搬出処理は必要であったというふうに考えます。以上です。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

どうも、能力を超えてごみが増えたんだということだけを考えてという答弁が繰り返されるんですね。なんでも燃やせるというムードを作ってきた、これ別の課題としての、ごみ量の増大、社会現象の一つと言われるコロナ禍という住民の暮らしの変化、これらが原因の一つ、これは間違いないと思いますが、一般的には、コロナで言いますと、事業系ごみが減となって、家庭ごみは増えてきた、全国的傾向と言われておりましたが、津山圏域資源循環施設組合関係の各自治体の、家庭ごみと事業ごみとの増減の対比がわかりましたら、事務局長お答えをお願いいたします。

△事務局長（坂本達彦氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

はい、坂本事務局長。

△事務局長（坂本達彦氏）

議員ご推察のとおり、コロナ禍以前の令和元年度の家庭ごみは、約 26,600 トン、事業系ごみは、約 16,600 トンに対しまして、コロナがまん延した令和2年度では、家庭ごみは、約 27,300 トン、事業系ごみは、約 15,900 トンとなっております。以上です。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

管理者会議全体で、あるいは関係自治体の事務局内で、本気でごみの持ち出しを余儀なくされてきた、それ以後、この減量化など、対策を論議したことがありますか。

△事務局長（坂本達彦氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

はい、坂本事務局長。

△事務局長（坂本達彦氏）

担当者会議を令和3年度に4回、令和4年度に5回、令和5年度は現在まで2回、さらに、担当課長会議を令和3年度に2回、令和4年度に1回、令和5年度は現在まで2回行っております。また、管理者会を令和3年度に3回、令和4年度に2回、令和5年度は現在まで2回開催し情報共有・意見交換を行っております。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

協議としては、どんな内容で話ができましたか。

△事務局長（坂本達彦氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

はい、坂本事務局長。

△事務局長（坂本達彦氏）

令和3年度は、ごみ量増加に至った原因の究明、可燃ごみの受入れを継続するための緊急持出し、可燃ごみ貯留ピットの安定化に向けたごみ減量の取組について、構成市町と組合とで協議を行いました。令和4年度以降は、施設の運営状況、新たなごみ減量の取組、分別リサイクルについて、構成市町と組合とで協議を行いました。担当者会議及び担当課長会議では管理者会の前段として、より具体的な協議を行っております。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

ごみ減量化へ、自力処理のできる範囲、1日128トン、この以内にするとすることは、私は急務だと思います。とりわけ、市民的な感情から見ましたら新しい施設なのに、何で、全てが自己処理できないんですか、こういう疑問の声をよく耳にするわけです。こうした事態をどのように受け止めておりますか。

△事務局長（坂本達彦氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

はい、坂本事務局長。

△事務局長（坂本達彦氏）

令和元年以降、焼却負荷率96%以上で焼却しておりまして、焼却施設の処理能力は維持できておりますが、可燃ごみの量が計画通りに減少していないことが大きな要因であると考えております。これには様々な要因が考えられますが、市町においては、圏域住民への分別指導、各種媒体を活用したごみ減量の啓発など、組合におきましては、ごみ貯留ピット投入前の展開検査による直接指導及び市町へのフィードバックなどにより、今後も引き続きごみの減量に努めてまいります。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

次に、事業系のゴミについてですが、関係する各事業所、様々な事業所がありますから、一概ではないと思いますが、「ごみの減量化」「リサイクル化」への指導など、どのようになされていますか。

△事務局長（坂本達彦氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

はい、坂本事務局長。

△事務局長（坂本達彦氏）

各構成市町におきまして、排出事業者に対しましてリサイクル推進のためのガイドブックやチラシの配布を行うなどの対応を行っているというふうに聞いております。当組合におきましては、ピット投入前に搬入ごみを検査、搬入時の展開検査でございますが、検査をしたしまして、直接指導を行っております。また、検査により得られた情報は市町に提供しております。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

あくまで私の感じではあるんですが、総じて、分別がなされないままに何でも焼くという感じで、例えば、居酒屋さんの残渣物を袋に入れて、専門の収集業者に持って帰ってもらうという、こういう空気の中にいるんじゃないでしょうか。それをそのまま、クリーンセンターへ運ばれてくる、こういうことはありませんか。

△事務局長（坂本達彦氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

はい、坂本事務局長。

△事務局長（坂本達彦氏）

袋の中身は、分別された後の残渣物が搬入されているものというふうに認識をしております。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

今までに、事業ごみを出す関係者に対して、指導かお願いをしたことはありますか。あれば、どんな様子かお聞かせください。

△事務局長（坂本達彦氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

はい、坂本事務局長。

△事務局長（坂本達彦氏）

組合におきましては、搬入時の展開検査で直接指導を行っております。また、構成市町におきましては、その情報をもとに業者指導に当たっていただいております。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

事業者への指導、お願いをしているとのことですが。確かに、いろいろな手は打たれているんだろうとは思いますが、率直に言って、住民の方へのごみの減量化などの指導、こういうことと業者には多少ゆるやかさ、失礼ですが自然に任せている、こういう感じはないでしょうかと述べておきます。分別と減量化への厳しい指導を期待しておきます。こうした事態は、いつ頃まで続くのでしょうか。全体でのゴミの減量化作戦・対策、市町ごとの減量対策でも関係しますが、どのように考えておられますか。

△事務局長（坂本達彦氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

はい、坂本事務局長。

△事務局長（坂本達彦氏）

令和4年1月の「ごみ減量宣言」に伴う、構成市町の取り組みにより、令和2年度比で5.5%以上の減量を達成することによりまして、施設の安定稼働を図りたいというふうに考えております。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

私の質問にスッキリとした答弁にはなってないんですが、令和2年度比で5.5%の減量で、何年度で自力焼却数値になるんですか。

△事務局長（坂本達彦氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

はい、坂本事務局長。

△事務局長（坂本達彦氏）

今年度、5.5%まで減量が進めば、令和6年度以降は、外部搬出を行わなくても安定稼働ができる見込みでございます。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

リサイクルなど分別収集の各自治体の在り方、汚れたペットボトル・プラなどの収集と焼却処分の内容はどのような有りがたになっておりますか。

△副管理者（山崎親男氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

山崎副管理者。

△副管理者（山崎親男氏）

我が町では、分別方法につきましては、津山圏域クリーンセンターに搬入することになったことで、汚れたペットボトルが不燃物から可燃物に変更になりました。そうしたことで汚れたプラスチック容器包装につきましては、回収しなかったということによりまして、プラスチック容器包装を可燃物として出される方が増えてまいりました。しかし、現在では住民の方の分別に対する意識が高まってきたことによりまして、プラスチック容器包装の搬入量は増加傾向にあります。また不法投棄の件数も年々減少傾向にあります。以上であります。

△副管理者（青野高陽氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

青野副管理者。

△副管理者（青野高陽氏）

資源ごみの分別方法につきましては、汚れの落ちないペットボトルやプラスチック容器包装類は、可燃ごみとして出していただくよう説明をしているところです。以上でございます。

△副管理者（奥正親氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

奥副管理者。

△副管理者（奥正親氏）

資源ごみの分別取り組みにつきましては、先ほども申し上げましたけども、資源化できるものはできる限り分別をお願いをしているというところでございます。また汚れましたペットボトル等につきましては、容器包装リサイクル法で定められました基準に合わないということで、リサイクルはされませんので、可燃物として取り扱いをいたしているところでございます。以上です。

△副管理者（水嶋淳治氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

水嶋副管理者。

△副管理者（水嶋淳治氏）

資源ごみでありますペットボトル及びプラスチックは、町内にあります工業団地、オガワエコノス株式会社へ運搬をしています。きれいに洗って分別をしていただくよう町民の皆様には、お願いをいたしているところでございます。そして、どうしても洗ってもなかなかきれいにならない、汚れが落ちないものにつきましては、可燃ごみとして勝央町指定のごみ袋によって収集を行っておるということでございます。

△事務局長（坂本達彦氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

はい、坂本事務局長。

△事務局長（坂本達彦氏）

ペットボトルの分別は、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の分別基準に従い、「容器包装以外の物が付着し、又は、混入していないこと。」「洗浄されていること。」とございまして、異物が付着したものや汚れているものは、可燃ごみの扱いといたしております。また、プラスチック容器包装につきましても、「容器包装以外の物が付着し、又は、混入していないこと。」とございまして、異物が付着したものや汚れているものは、可燃ごみの扱いといたしております。組合の構成市町におきましては、同様の分別ルールによりごみの排出がなされているところでございます。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

全協でも説明いただきました、10月23日に、組合と㈱サーキュラーペットと、ペットボトルの再生産、津山から未来を創るなどでリサイクルに関する協定書の締結が結ばれました。この

ことが、ごみの減量化対策の一翼になる、それに結びつく協定と思ってもよろしいでしょうか。

◇管理者（谷口圭三氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

谷口管理者。

◇管理者（谷口圭三氏）

協定締結によりまして、ペットボトルの再生用途の見える化ということによりまして、圏域住民の皆様のリサイクル意識のさらなる向上につながるというふうに思っています。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

サーキュラーペットは、廃プラスチックの処理に関係する一切の事業を行うことを主要な業務内容とされていますが、例えば、汚れたプラをきれいに洗って、再生産するというようなことは、できると思えばいいのでしょうか。その点はどうなっていますか。

△事務局長（坂本達彦氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

はい、坂本事務局長。

△事務局長（坂本達彦氏）

久米産業団地に立地を進めております、株式会社サーキュラーペットは、再生ペット樹脂の製造に特化した施設・設備と聞いております。具体的には、当組合から搬出された圧縮使用済みペットボトルを粉砕・洗浄・除染を行った後、PET樹脂へ再生、ペレット化になりますが、再生する業務を行うものと同っており、廃プラスチックの処理は、行わないものと認識をいたしております。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

ペットボトルだけでも、汚れたものを洗浄して再利用するというのが実現できれば、多少でもごみ減量化へ結びつくんじゃないかと申しておきます。

さて今後、管理者会議及び担当者会議などで、住民の方への減量化協力だけではなくて、事業ごみ搬出業者へのゴミ減量化作戦について、何らかの対策も必要と思いますが、どう思われますか。

△事務局長（坂本達彦氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

はい、坂本事務局長。

△事務局長（坂本達彦氏）

構成市町とともに、排出者に対しまして、ペットボトルはリサイクルのため洗浄していただくように今後も継続して周知をまいります。

事業ごみにつきましては、組合では搬入時の展開検査を継続してまいります。また、各種会議におきまして、構成市町に対しまして、ごみ排出元の事業者への啓発を、引き続き行っていただくように、お互い連携をして取り組んでまいります。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

事業ごみについて、令和2年度が15,934トン扱われ、令和3年度15,802トン、そして、令和3年7月から9月の2か月間で2,092トン持ち出し、過去の最大搬出量と金額を教えてもらいましたら、令和3年度に、倉敷市水島の清掃工場にお世話になった、その時4,576万円の経費となっています。少し、意味不明な点も私にはあるんですけども、必要経費として、令和3年度は1億4千667万円かかり、津山市への割り振り1億916万円、鏡野町1,259万円、勝央町820万円、奈義町492万円、美咲町1,180万円の負担です。一部の事業ごみの受け入れ、凍結というか、お断りするという手法は取れなかったのでしょうか。

△事務局長（坂本達彦氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

はい、坂本事務局長。

△事務局長（坂本達彦氏）

事業ごみの中でも、一般廃棄物に当たるものは、当クリーンセンターで処理を行う責務がございます。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

事業ごみ全体論で言いますと、最終責任は廃棄物処理法によって事業者にあると、その基本が定められており、クリーンセンターの処理能力を超える段階で、一つの手法として、事業ごみの搬入を止めるのも、無駄な経費を無くするという一つの手立てと思いますが、管理者は、どう思われますか。

◇管理者（谷口圭三氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

谷口管理者。

◇管理者（谷口圭三氏）

事業系一般廃棄物の処理責任というのは市町にあります。構成市町が収集運搬の許可を出している事業者のごみの搬入を停止することは、排出元である事業者の運営の一時停止等など、ごみ行政の混乱を招くことから制限を行うことはできないというふうに考えております。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

失礼ですが、全く、深く物事を捕まえて分析していくという、そういう姿勢が見えないと失礼ですが言っておきます。何で事業所のゴミを、資源組合が引き受けるのかという課題など、あと時間の関係で、ちょっと気になりますから、時間があたらまた質問をすることとして、別の項目へ移らせていただきます。

登壇で質問した、経過・財源の問題で、過去の負の遺産と称した登壇への答弁をいただきました。この問題だけではありませんが、各自治体に共通して言えると思いますが、過去の負の遺産が、現在の住民負担として継続されている財政負担は多くあると思いますが、新クリーンセンターで言えば、土地代金、産廃の処理費、土壌調査費と安全化への費用などなどは地権者、当事者、当時の市長、そして、賛成した議員に、当事者責任として、いくばくかの費用を負担してもらうという手法、必要ならば条例化も含めて検討することによって、大きく言えば、世の中の有り様、地方財政の豊かさという新たな道が開けるとありますが、管理者はどう思われますか。

◇管理者（谷口圭三氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

谷口管理者。

◇管理者（谷口圭三氏）

地権者、提案者、そして賛成者などに、当事者として責任を取ってもらうという手法については、私は難しいというふうに考えております。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

新クリーンセンター建設の当時、先ほども言ったんですけど、最後まで反対運動の一つとして鏡野町は大分苦労されてきた。その他の自治体とは違った苦労も多かったと思っております。負の遺産も、手続き的には組合議会での議決をもとにして、関係各自治体での議会決議なども行われ、違法とか、間違いとかは言えませんが、それとは別の問題として地権者、提案者、

賛成者などに当事者として責任を取ってもらうという手法について、どう思われますか、もう一度おたずねいたします。

△副管理者（山崎親男氏）

はい、議長。

●議長（金田稔久氏）

山崎副管理者。

△副管理者（山崎親男氏）

質問の中でご指摘がありましたので、私の考えを申し上げたいと思います。先ほど管理者が答弁をしたとおり、難しいものと考えられます。以上です。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

当時の市長が、公募条件の何倍もの土地を購入した。裁判鑑定で何倍もの価格で土地を購入した。負の遺産として現在も各市町負担金として、当然のごとくみんな支払っているわけですが、裁判の判決というのは、大きな目安であり、はじめではありますが、政治の世界の出来事は、単に司法の世界だけではなく、判断できない、決められないこともあると思いますが、負の遺産としての課題をどう管理者は思われますか。

◇管理者（谷口圭三氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

谷口管理者。

◇管理者（谷口圭三氏）

鑑定額の相違の主な原因というのは、鑑定におきまして、本件土地が宅地見込地とされず、その最有効使用が現況のままで山林等としての存置であるというふうに判定されたことによるものでありまして、そもそもの前提が異なっているということであるかと思います。この金額を単純に比較して、本件土地売買契約の代金額が不当に高額とはいえないとされた判決が確定しております。こういうことでございます。諸事情を総合的に考慮いたしますと、本件土地売買契約は違法なものではなく、私法上も無効であるということとはできないとされていますので、平成21年の金員支出差止等請求事件の判決を基に負担をしておるということでございます。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

裁判という法的な措置としては、答弁がありましたように、一応のけじめがついたことは百も承知しております。その上でおたずねしておるんです。政治の世界、政治の力とでも言いますか、

地方財政の構造上の課題と言われ、自治体が自ら調達する収入、地方税、使用料、手数料、分担金、負担金、財産収入、寄附金、地方債、いろんなものがありますが、自由に使うことができるお金でもあります。条例化の困難さは多少ありますが、分担金、あるいは負担金、あるいは寄付金、こういう項目で当事者責任歳入のようなものを組み立てるということは出来ないでしょうか。

◇管理者（谷口圭三氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

谷口管理者。

◇管理者（谷口圭三氏）

議員ご指摘の、当事者責任歳入のような仕組みは考えてはおりません。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

私が指摘をしております、前市長時代の負の遺産と称したものは、私が議員を辞める前の論議の中で、裁判とは別の問題として、法的な専門官の意見も含めて、検討の価値はある、という意味の論議が残されたままになっていると思っております。この8年間、そんな意味の討論を、管理者会議とか事務局会議で行ったことはありませんか。

△事務局長（坂本達彦氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

はい、坂本事務局長。

△事務局長（坂本達彦氏）

平成21年の金員支出差止等請求事件は、判決が確定しておりますことから、管理者会並びに事務局会議で検討は行っておりません。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

私は、裁判で決まったからということで、無罪放免でよいのかという意味のことを聞いているわけです。裁判とは違う問題、とりわけ、政治の分野でやるべきことはないのかと聞いております。裁判で決着がついているということは、先ほども言いましたが100パーセントわかっておたすねしているんです。政治という意味合いがわからないのかなと言わなくてははいけませんが、管理者におたすねします。原因者負担を求める方策をしてほしいのですが、再度どう思われるか教えてください。

◇管理者（谷口圭三氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

谷口管理者。

◇管理者（谷口圭三氏）

組合におきまして、裁判の判決というのは、大きな目安でありまして、けじめであるというふうに考えております。本事件の判決を勘案いたしますと、本事業において原因者負担を求めることは難しいというふうに思います。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

すでに使い古された言葉ではありますが、大型開発事業一辺倒のバブル時代のツケで、後世の人たちに負の遺産を引き継ぎついでいると言われ始めておりますが、負の遺産を引き継がないということは、どういう課題だと思いますか。

◇管理者（谷口圭三氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

谷口管理者。

◇管理者（谷口圭三氏）

負の遺産というのが何を指しているのかということがありますけれども、本施設の建設事業は、事業の性格上、住民生活に直結しておりまして、短年に多額の費用を必要とすることから、後世に負担を求めることが可能なものというふうにされております。私といたしましては、津山圏域クリーンセンターの安定稼働を確実なものとして、そして継続をしていくことが責務であるというふうに考えております。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

私は、負の遺産という答えについて、裁判、司法とは別問題、日本は三権分立、平等の原則です。釈迦に説法ですが、国の権力を立法府議会、行政権当局、司法権裁判所、この三つに分ける仕組みなんです。これは権力が一つの機関に集中するという濫用をおそれるために、三つの権力が互いに均衡を保つこと、これが権力の濫用を防ぐ道、国民の権利と自由を保障する道と言われております。前市長の時代の領家への位置決定、高すぎる土地代金、購入した土地に産廃があったり、基準を超えたヒ素があったり、それらを整理したお金の問題など、裁判所の判断は、相対的な結果として議決されているからということが一つの課題として、違法とまでは言えない、この原点を示したものでありました。その決議した行為は裁かれていないんです。訴訟の対象案件

ではなかったということもあります。したがって、提案した行政府と、議決した立法府の責任を求める条例などは作れるんじゃないかと思いますが、どう思いますか。もう一度答えてください。

◇管理者（谷口圭三氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

谷口管理者。

◇管理者（谷口圭三氏）

登壇での答弁の繰り返しにはなりますけれども、裁判所の判断がなされておりまして、原告の主張は棄却をされておるということでございます。そのような状況におきまして、行政と立法の責任を求める条例の制定は困難であるというふうに考えております。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

よく言われる持続可能な社会、未来づくり、負の遺産があればあるほど、持続可能な社会とは逆に行くと、私は思っています。裁判ではありません。三権分立なんですから、政治の責任を、管理者どう思われますか。

◇管理者（谷口圭三氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

谷口管理者。

◇管理者（谷口圭三氏）

本施設建設事業は、津山圏域1市4町の喫緊の課題として、津山圏域資源循環施設組合で取り組んだものでありますけれども、責任を負わなければならない事実が発生すれば負わなければならないというふうに思います。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

率直に言って、違法でなかったらやりたい放題なのか。議員は、何を決議しても、どんな無法、住民いじめの条例でも、賛成しても、まったく無責任、そんな政治が、今日政治不信の世の中を作っていると思われませんか。いかがでしょう。

◇管理者（谷口圭三氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

谷口管理者。

◇管理者（谷口圭三氏）

議員の皆様方には、圏域住民が安心して、そして安全に生活できる社会造りに努めていただきたいというふうに思っております。私といたしましては、投入された税金の重みを、十分に認識をいたしまして、津山圏域クリーンセンターの安定稼働を確実なものとして、そして継続していくことが責務であるというふうに考えております。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

いわゆる行政府、提案する側、当局の責任、そしてそれを決める立法府、議決する責任、物事を最終的に決定する議会の責任を取ってもらう。そうしたことの判断として、裁判の結果、立法府の判断は、当然影響はありますし、一つの指針にはなりますが、行政府と立法府において、条例化すれば、私は、大丈夫と思っています、ぜひ、実現させてください。圏域だけでは困難、できない課題かもしれませんが、関係する各自治体の首長のみなさんも、それぞれそれぞれの自治体での対応に期待をして、負の遺産での質問については一応終わります。

さて、先ほどゴミ行政の混乱を招くという課題などの質問の再質問を残してきました。廃棄物の処理に関する法律、第3条一項の規定について、どう理解されますか。

◇管理者（谷口圭三氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

谷口管理者。

◇管理者（谷口圭三氏）

事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において処理をしなければならないということは理解しております。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

法に基づく措置を、事業者に依頼したら、さっきの答弁で混乱するという言葉が使われました。何で混乱するんですか。法律という意味で言えば、混乱することを求めているわけではないと思いますし、全国でどこか、混乱した事例などがあるんでしょうか。事業所のごみを断った場合。

◇管理者（谷口圭三氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

谷口管理者。

◇管理者（谷口圭三氏）

当組合からのごみを一時的に搬出しております圏域内の処理業者は、排出事業者からの受入れを行っていないわけでありまして、ごみが停滞するため、私は混乱を招くというふうに思っているところでございます。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

全協でもちょっと申し上げたんですけれども、本来私、質問の準備の過程で、行政に関わる様々な施設から出る、一概に事業ごみという言葉が適当かどうかは別です。役場から出るごみ、全協でも言いました、し尿処理場の残渣のごみ、あるいは給食の残菜のごみ、これら全部資料を求めようとしたんですけれども、一部しか集まらずに質問に組立てられなかったという、僕自身の弱さはあるんですけれども、事業ごみと言えるかどうか別として、こういうものの中の一つでも止めたら、一般的に220tの中で納まるケースがあるんじゃないんですか。ここで思いついたみたいな質問になっておりますから、答えがしにくいかもしれませんが、そういう事業ごみを断るということの中に入れて考えられませんか。

◇管理者（谷口圭三氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

谷口管理者。

◇管理者（谷口圭三氏）

先ほども申し上げたわけでありまして、繰り返しになりますが、圏域内の処理事業者は、排出事業者からの受入れを行っていないということでございまして、そういうことを考えますと、やはりごみが停滞する、そのことによって混乱を招くということを、先ほどから申し上げているということでございます。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

すれ違いがあるんですね。行政、いろんな意味の行政ですよ。役場だけではなく、先ほど言いました広域行政のし尿の残渣も含めて、こういったものを運搬業者に頼んで、クリーンセンターに持って来ているんでしょう。それを止めて、どうなるかという検討くらいは、すべきだったんじゃないんですかと、それもせずに、今のような答弁が繰り返されてくるということについては、一番最初言いましたように、失礼ですが、本当に真剣に、ごみの分別、ごみの減量化、多額のお金を各市町が持ち出して、よその施設にごみを持って行かないといけないような事態、これを止めることができるんじゃないでしょうかと、私はそう聞いておるんです、総論で言ったら。例えばですよ。排出元の事業者、市長との言葉の綾がちょっと違うんですけれども、一応事業ごみを

集めている業者ということにしてください。現在、組合がお世話になっている焼却施設へ、自らが運搬業者に運んでもらうということも、ある意味では一つの手かもしれない。オーバーした部分をですよ。こんな単純で、少しだけ考えれば誰でもが思いつくようなことすらしないで、いたずらに事業活動が停滞するということだけで、貴重な税金をそこに投入することは、何の気持ちも、いささかの疑問も感じないんでしょうか。おたずねいたします。

◇管理者（谷口圭三氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

谷口管理者。

◇管理者（谷口圭三氏）

もう同じお答えというか、答弁になるわけでありますけれども、確かに新しい処理施設が、要するに処理ができないということ、これは建設当時から過剰設備になってはいけないとか、あるいはできる限りコンパクトな施設を作っていくとか、いろんな議論があったということは、私も仄聞するところではございますけれども、結果として、ライフスタイルやいろんなことがありました。世帯が分かれていく、いろんなことがあって、ごみの量が思ったよりも減らなかった。減るところか、あるいは増えてしまうという。こういう状況に対応しなければならなくなったという現実があります。その中で、ごみが非常に、ピット内に堆積いたしまして、ごみの受入れ、搬入を止めなければならんと、こういう事態が起こったわけであります。その中でおっしゃられておりますように、事業者に対して、そこに持って行くな、直接そういった処理施設に持って行ったもらったらどうだと、こういう提案をされているわけでございますけれども、先ほども申し上げましたように、ごみを一時的に搬出をしております圏域内の事業者は、排出事業者からの受入れを行っていないという現実があるわけでありますので、そういったことをやろうと思いましたが、それを止めるということにならない。またそのことによって、ごみが停滞をするため、私は混乱を招くと、こう思っております、確かに財政負担は必要になってまいりましたけれども、こういったことを管理者会におきまして、議論して、担当者会議でも、皆さん方にもしっかりとご議論いただきながら、こういった現状を取らせていただいていると、何とか目標をクリアできつつありますので、先ほどから申し上げておりますけれども、この施設を、きちっと持続をできて、そして皆様方の生活にご不便をかけることのないように整備して、このことが大事だろうというふうに思っていることを申し上げているわけでございます。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

申し上げるまでもなく、読まれていると思いますし、指摘もしとると思うんですけれども、この議会に提案された決算、監査意見書、監査委員さん大変ご苦労様でしたと申し上げておきますが、ここでも、やっぱりこれからのごみの在り方、能力を越えたごみを出すなという意味の意見書を最終的に書かれたんですね。このことだけでも、私は異常だと思うんです。並ではないんで

すよ、こういう意見がでるということは、監査意見として。繰り返しますけれども、何が行政の混乱なのか、ちょっとわかりにくいんですけども、極めてわかりやすく言うと、超えた分を、ここへ持って行ってくださらんかと、運搬の費用がどの程度かかるか、ちょっと分からないですけれども、運ぶ先は組合が紹介してあげればいい、自分のところも今、実際に持って行ってるんだから。例えば、しっこいようですが、し尿の組合で出てくるごみを、ここへ持って行きなさいと、倉敷のここへ契約しとるから、運搬費用が、さて今出している各市町の負担金とつり合いが取れるか取れんか、いろいろあると思うんです、細かく言えば。しかし、管理者として、あるいは担当事務局として、本当に新しい施設が、ごみが多くなりすぎて焼けないという現実はあるんだけれども、市民から見たら何をやっとならと、こうなるんだと言っとるんです。この声を真摯に受け止める必要がある、このことを申し上げて、最後、あえて決算、予算、条例等には反対しないという意見を申し上げて、時間が来たので質問を終わります。

●議長（金田稔久氏）

以上で、4番議員、末永弘之議員の質問を終わりといたします。

以上で、通告による質問質疑は終わりました。

討論については、通告がございませんので、これより採決に移ります。

ただいま一括上程、議題とされております議案第2号から議案第4号の3議案につきましては、それぞれ起立により採決をいたします。

まず、議案第2号「令和4年度津山圏域資源循環施設組合会計歳入歳出決算」について採決をいたします。

お諮りをいたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

～起立全員～

●議長（金田稔久氏）

ご着席ください。

起立全員と認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり認定することに決しました。

●議長（金田稔久氏）

次に、議案第3号「令和5年度津山圏域資源循環施設組合会計補正予算（第1次）」について採決をいたします。

お諮りをいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成議員の起立を求めます。

～起立全員～

●議長（金田稔久氏）

起立全員。ご着席ください。

起立全員と認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決することに決しました。

●議長（金田稔久氏）

次に、議案第4号「津山圏域資源循環施設組合条例における読点の取扱いに関する特別措置条例」について採決をいたします。

お諮りをいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成議員の起立を求めます。

～起立全員～

●議長（金田稔久氏）

起立全員。ご着席をください。

起立全員と認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決することに決しました。

●議長（金田稔久氏）

次に、議案第5号「津山圏域資源循環施設組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」、議案第6号「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」、議案第7号「津山圏域資源循環施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について、一括採決をいたします。

お諮りをいたします。

これら、議案3件につきまして、原案のとおり可決することに賛成議員の起立を求めます。

～起立全員～

●議長（金田稔久氏）

起立全員。ご着席ください。

起立全員と認めます。

よって、議案第5号から議案第7号 までの議案3件につきましては、原案のとおり可決することに決しました。

以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

この際、管理者よりご挨拶がございます。

△管理者（谷口圭三氏）

はい、議長。

●議長（金田稔久氏）

はい、谷口管理者。

△管理者（谷口圭三氏）

議員の皆様方には、ご多忙のところ、組合議会11月定例会にご出席をいただき、ただ今は提案いたしました議案につきまして、適切なご議決を賜り、誠にありがとうございました。

今後とも、津山圏域クリーンセンターの安全な施設運営はもとより、各施設の活用を図り、憩いと交流の場として住民の皆様にも愛され親しまれる施設になるように努めてまいりますので、議員の皆様方のご指導並びにご支援のほどをお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。本日は、大変ありがとうございました。

●議長（金田稔久氏）

これをもちまして、津山圏域資源循環施設組合議会令和5年11月定例会を閉会といたします。

本日は、皆さん大変お疲れ様でした。

午後0時14分 閉会

地方自治法123条第2項の規定により、本会議の顛末を証するため、ここに署名する。

令和5年11月21日

津山圏域資源循環施設組合議会 議長 金 田 稔 久

津山圏域資源循環施設組合議会 議員 末 永 弘 之

津山圏域資源循環施設組合議会 議員 片 田 八重美